

第4回まちづくりワークショップを開催します。

日時：11月8日（水曜日）19時～
場所：上前会館 2階会議室



第4回まちづくりワークショップでは、第3回まちづくりワークショップでイメージを膨らませたまちづくりのルールについて、具体的に多くのご意見を頂く予定です。



お知らせ

今後のまちづくりを考えませんか？

地域の意見を十分に反映させるため、多くの方にご参加いただきたいと思います。地区内の住民の方、事業者の方、土地や建物をお持ちの方で、当考える会にご興味いただいた方は、下記の「お問合せ先」まで、お気軽にご連絡下さい。

なお、お電話のほか、FAX、Eメール、郵送など、なんでも結構です。

また、お電話以外でお申込みの際は、「住所」、「氏名」、「電話番号」の記載をお願い致します。

※個人情報厳正に管理し、当地区のまちづくりに関すること以外利用は致しません。

戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりや、ニュースに関するご意見やご質問などがございましたら、下記までご連絡ください。



お問合せ先

事務局 戸田市 都市整備部 まちづくり推進課 市街地整備担当 小坂 末永
〒335-8588 戸田市上戸田一丁目18番1号
電話：048-441-1800（内線268）
メールアドレス：matidukuri@city.toda.saitama.jp
FAX：048-433-2200

第4号

平成29年10月発行

戸田公園駅西口駅前地区

まちづくりニュース

発行：戸田公園駅西口駅前地区のまちづくりを考える会

第3回まちづくりワークショップを開催しました。

日時：9月26日（火曜日）19時～
場所：上前会館 2階会議室

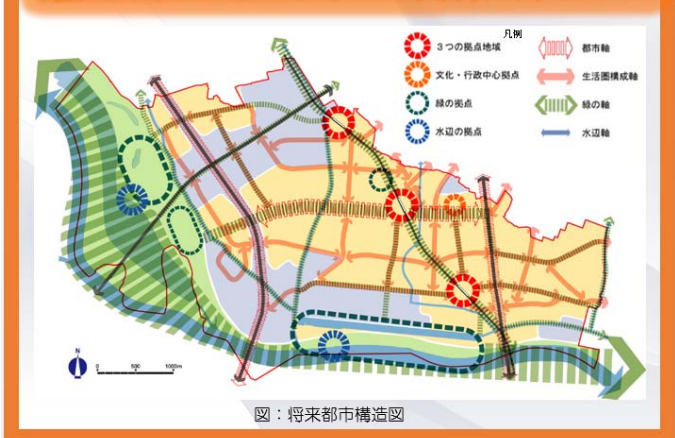
第3回まちづくりワークショップの内容

今回は、話し合いの前に、駅前地区の役割が今後ますます重要となってくることや、そのために用途地域を商業地域へ変更し拠点性を高めていく必要があることについて、戸田市の都市計画に関する基本的な方針である「都市マスタープラン」をもとに、説明がありました。

また、商業地域となった場合のメリットを最大限活かすとともに、デメリットを軽減する方法として、建築する際のルールが必要であり、それについては地域で話し合っていくことが大切であることが紹介されました。

今回のワークショップでは、前回に引き続き、商業地域に変更したときにより良い駅前地区となるような、「**将来像**」、「**基本目標**」、「**基本方針**」について話し合うとともに、建替え時のルールについて、事例をもとに意見交換が行われました。

1. 戸田市マスタープランの実現に向けて



メリット	ルールの例
<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の促進 賑わいの創出・地域の活性化 利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の制限 敷地の最低限度 用途の制限 景観の規制誘導
<ul style="list-style-type: none"> 過密化による圧迫感の増加 狭小宅地化 治安・騒音・安全性の問題 街並み景観の悪化 	



「将来像」、「基本目標」、「基本方針」のまとめ

■ 第3回まちづくりワークショップで検討した話し合いの内容をもとに、これまでに頂いた多くのご意見をふまえて「将来像」、「基本目標」、「基本方針」の案をまとめました。

将来像（案）

～将来の望ましいすがた～

行ってみたい 住み続けたい ポートのまちの「ほっと」な玄関口

※「ほっと」とは、行ってみたいくなるような魅力あるホットな商業地域としていきたいという想いと、駅を降りてほっとできるような落ち着いたある駅前地区としたい想いを表現した言葉です。

【主なご意見】

- ・やっぱり「ポート」のイメージは欲しい。
- ・戸田公園らしさを感じられる言葉が欲しい。
- ・地方から来た人達を歓迎する気持ちを込めたい。

これまでの案

住み続けたい、
ほっとするみどりの玄関口

基本目標（案）

～将来像を実現するための
まちづくりの方向性～

くらしとにぎわいの 調和がとれた空間づくり

安心・安全で子どもたち にもやさしい環境づくり

魅力あるシンボルを 活かした、人が行きかう 拠点づくり

基本方針（案）

～基本目標を達成するための
具体的な取り組み方針～

にぎわいのための方針

- 人が集い、にぎわう駅前広場と商業環境の形成
- 駅前スペースを活用した交流の場の形成
- わくわくするイベント等のまちを楽しむ機会づくり

地域拠点のための方針

- 埼玉県や戸田市の「南の玄関口」としての拠点性の強化
- 人や自転車に配慮した快適な交通環境の整備
- 生活利便性が高まる各種施設の立地の促進

くらしやすさのための方針

- 住みたくなる落ち着いた商業環境の形成
- 安全で安心できるまちづくりの推進
- みんなにやさしい、明るいまちづくりの推進
- 健康につながるまちづくりの推進
- 災害に強い市街地の形成

まちなみのための方針

- シンボルを連想できるまちなみの形成
- 緑や花があふれる駅前広場空間の形成
- デザインされたお洒落なまちなみの実現
- 高さのバランスのとれたまちなみの形成
- ゆとりある空間の確保

【主なご意見】

- ・ワクワク感を感じられる言葉を入れたい。
- ・生活利便性のイメージを追加したい。
- ・明るい公園は子どもたちに安心感を与える。
- ・子どもにとっても、高齢者にとっても住みやすいまちにしたい。
- ・交通動線の交錯による危険を減らしたい。

まちづくりのルールに関するご紹介

■まちづくりに関するルールをつくることにより、良好な環境を維持し、または誘導することができます。いくつかのルールについてご紹介します。

建物の用途

建物の用途を制限することで、地区内にふさわしくない建物の立地を防ぎます。
例) 風俗店の制限

敷地面積と建物の高さ

敷地の細分化による建物の密集化や、居住環境の悪化を防止します。

壁面の位置

道路と建物の距離を広げることで、圧迫感をやわらげ、見通しが効く外部空間を作り出します。

景観・緑化

建物の外観や屋外広告物、緑化などを誘導、または規制し、美しい街並みを形成します。

垣・さく

高い塀を制限し、垣やさくとすることにより、防犯性および倒壊による安全性を高めます。